

わが国の沿岸漁業の制度と漁業の民主化

主任研究員 田口さつき

〔要 旨〕

わが国の漁業制度の成立過程をみれば、漁業者による自主的なルールを制度に内包しようとする努力が読み取れる。

明治時代に政府が海面官有制を宣言したことで、漁業者の形成してきた秩序が壊され混乱を招いた。この反省を踏まえ、明治政府は漁業者の団体と漁業者の自主的なルールとを正当なものとして位置付けた。その後、明治政府は全国統一の漁業制度の設計に着手するが、ここでも漁業者主体の資源管理を重んじ、特定の漁場で漁業をする権利を漁業権として構築していった。

また、戦後には、自ら漁業を営む者が漁業権を保有すべしと提案するGHQと日本の水産局の交渉を通じ、漁業権制度のなかに「適格性」「優先順位」という概念が確立した。そして、漁業の民主化に向け、海区漁業調整委員会といった漁民の意見を反映させる仕組みが設けられた。このような歴史をたどれば、漁業における様々な規制の本質が明らかになるのである。

目 次

はじめに

1 江戸から明治への移行期の混乱

- (1) 海面官有制の衝撃
- (2) 漁場入札による漁村疲弊
- (3) 歴史が伝えること

2 漁業法の立案

- (1) 全国一律の漁業取締りへ
- (2) 旧漁業法にみる解決策
- (3) 漁業権者である漁業組合

(4) 漁業組合同約とオストロムの分類

3 戦後の漁業法の立法過程

- (1) 漁業生産力向上に向けて
- (2) 漁業の民主化へ
- (3) 適格性・優先順位の導入

4 現行の漁業権制度

- (1) 漁業権と漁場計画
- (2) 漁業権行使規則の詳細

おわりに

はじめに

日本の漁業者は、紛争予防、乱獲防止のため、様々な規制の下で漁業を営んでいる。幸い日本には、漁業者間の紛争とその解決方法や取決めについて多くの文献があり、その経緯を調べることで規制の本質を理解することができる。

漁場では、その利用者を排除することが難しい（非排除性）が、利用者が獲った魚などの個々の資源は、所有権が発生し売買することが可能となる（競合性）。また、適切な利用が行われれば、資源は再生する。ノーベル経済学賞を受賞したオストロムの功績により、このような特性を持った生態系（以下「コモンズ」という）の利用者は資源管理のため有効なルールを形成するということが、経済学の分野でも認められてきた。

日本は、明治時代に全国統一の漁業取締制度を作ることを目指したが、既に沿岸漁場ごとに作られていたルールをどう扱うかが問題となった。また、戦後において、漁場の利用の在り方に加え、漁業の民主化という点で重要な議論が行われた。以下では、明治時代の漁業法と戦後の現行漁業法の成立過程に着目し、どのような議論が行われたかを確認する。また、オストロムのルールの分類に従い、日本の制度設計の特徴も考えてみたい。

1 江戸から明治への移行期の混乱

(1) 海面官有制の衝撃

現代の漁業法の源流とされているのは、奈良時代の大宝律令（701年）のなかの「山川藪沢之利、公私之を共にす」という勅令である。これは、生態系がもたらす資源の利用について個人が独占してはならないという意味である。当時、魚を根絶やしに獲る漁法などが問題化していたとされる。

その後、江戸時代になると、「山野海川入会」（1741年）という法令が幕府から出され、このなかで「磯獵は地付根付次第なり、沖は入会」という原則が示された。これは、陸地に続く海面は漁村による自主的な管理の下、構成員が利用するものとする一方、沖は漁業者が基本的には自由に利用するというものである。これが全国的な原則となった。地先の漁場については、幕藩体制の下、農業における領主と百姓の関係と同様、漁村においても「本百姓は耕地に対する正租と夫役の義務を負ったが、その反対給付として主要漁場の占有利用権を与えられ、また漁業年貢を納め」（二野瓶（1981, 24頁））、漁業者は紛争が起きれば幕府または藩に訴えた。

漁具、漁法などの発展が進むと、紛争も一段と増えていった。紛争解決のために、漁業者は統治者の調停を受けながらルールを形成していった。例えば、東京湾沿岸の(注1)浦の代表者たちが紛争多発を受け協議を行

った。そして、1816年に44浦の代表が神奈川浦に集まり「内湾漁業議定一札の事」という契約を行った。このなかで毎年春に集まり、話し合いを行うこと、使用漁具を限定し、新しい漁法・漁具の利用は禁止することなどを決めた。

明治になると、状況は一変する。まず、廃藩置県により、領主がいなくなった。その結果、「今まで幕府または藩から、許可されていた各種の漁業特権は、失われたものとの見解もあり」（『東京都内湾漁業興亡史』〔以下「興亡史」という〕128頁）、全国各地で混乱が始まった（第1図）。

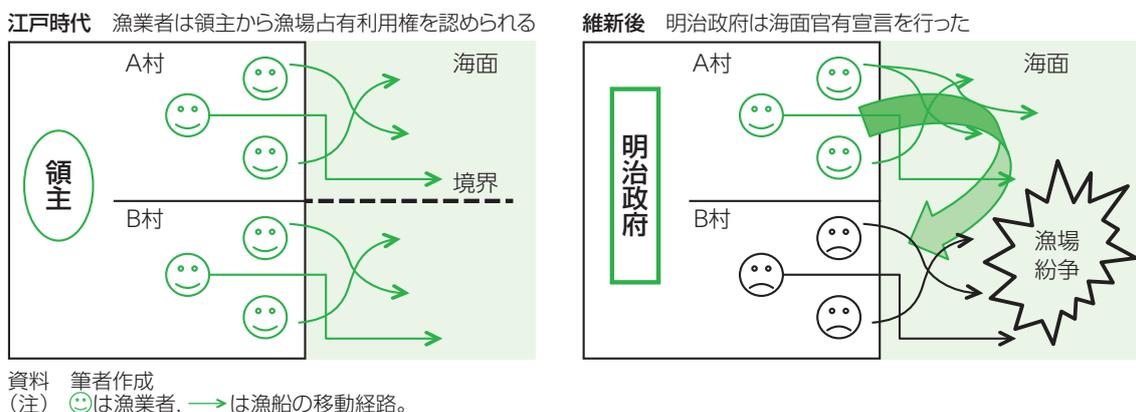
また、明治政府は1875年（明治8年）に統一的な租税制度を導入すると宣言し、これに伴い漁業者がそれまで領主に納めていた雑税が廃止された（明治8年太政官布告第23号）。さらに、政府は同年12月に、海面が国のものであるという、いわゆる海面官有宣言を行い、特定の区画を借りたい者は管轄庁に届け出るように指示した（同第195号）。同時に、従来課税されてきた分は借用料として政府に納める構想（海面借区制）が示さ

れた（明治8年太政官達第215号）。

海面官有宣言・海面借区制は漁場占有利用権を誰に許可すべきかを明らかにしていなかったことから、多くの漁場出願を引き起こした。「従来からの漁業者と、新規希望者は互いに競って、海面使用を出願し、このため、旧慣は無視され、在来所有していた権利を失った者や、新たに権利を得た者、また区域を拡張したものが続出」した（興亡史129頁）。また、漁業紛争は、隣接漁場との境界問題、漁業妨害問題など様々なものが起こり、各県から内務省等に問い合わせが相次いだ。

明治政府は1876年に海面を占有利用する者から借用料をとることを中止し、漁業者に府県税を課すこととした（明治9年太政官達第74号）。また、営業取締り上、出願はそのままであるが、なるべく「従来の慣習」に従うようにという指示を出した。しかし、紛争はその後も続いた。1881年（明治14年）に内務省は、廃藩置県以降に旧慣を変えたため適度な漁獲が行われなくなったことを指摘した（明治14年内務省達第2号）。その

第1図 隣接漁場との境界問題のイメージ図



うえて、実態を調べ、一層漁業を保護し、水産の生殖に注意すべきという通達を出した。近隣町村間の調整をさらに進め、広域的な漁場利用の円滑化を行うべきという認識は、1886年（明治19年）の漁業組合準則公布（後述）につながっていくのである。

（注1）浦は、漁業を専業とする者が住む漁村。幕府から保護された。これに対し、他の村（いわゆる磯村）は、自家消費用もしくは田畑の肥料として漁業を行うことが許されていた。

（2）漁場入札による漁村疲弊

このように日本全国で混乱が起きている最中に、岩手県では漁場の入札制が1873年から始まり、1891年まで行われた。現代でも折に触れ「漁業の発展のために、漁場入札制を導入し、高値を提示した者に利用させてはどうか」という案が示されることがある。これは、経営力、資金力を持った者が漁場を利用することが経済的に望ましいという考え方である。そこで、岩手県の文献からどのようなことが起こったか、みていこう。

『岩手県漁業史』（以下「岩手史」という）によると、「この漁場入札制は、本県における漁場占有利用関係の特異性として注目されるものであり、マグロ建網・サケ建網・サケ地引網・サケ留・マス留・^{やな}築留・^す簀留など、漁場が限定される漁業に採用された。しかもこの制度は、旧来からの地元の漁民に占有されていた漁業権を消滅させ、あらたに漁場の占有利用権を入札によって免許するという、いわゆる漁場慣行上での大きな転換であった」（138頁）。特定の漁場の占

有に対し入札で決まった額が、新しい税額となった。

入札制がどのような変化をもたらしたかを知る手がかりは、岩手県水産部が発行した『岩手県漁業史料』から得られる。同史料は、1875年から1877年までの漁業に関する行政資料をまとめたものである。全入札を網羅しているわけではないが、漁場の占有利用の在り方を考えるうえで多くの示唆を与える。

1877年の資料が最も多く、同年2月に123漁場で入札が行われるとの公示がある。これに対し、入札を通じて形成された漁場占有料（新税額）がわかるのは、83漁場である。^{（注2）}このうち、高額となった入札結果を示したものが第1表である。漁法としては、マグロ建網とサケ留である。漁場の占有利用権を得た者（以下「占有者」という）は、商人、もしくは金主（事業資金の出資者）と組んだ個人の連合であった。彼らの居住地

第1表 入札結果(高額漁場順)

	漁場	漁法	漁場占有料 (円)	占有者	占有者 居住地
1	重茂村 追切 3丁目	マグロ 建網	1,851.750	高平四郎右工 門(商人)/野村 茂右工門(金主・ 商人)	重茂村・ 宮古村・ 仁王村
2	重茂村 追切 2丁目	マグロ 建網	1,851.501	永田市太郎/野 村茂右工門(金 主・商人)	浦鉾力村・ 仁王村
3	釜石村 字大渡 川	サケ留	1,558.000	金崎五兵衛(商 人)/金崎権兵 衛(金主)	小槌村
4	大槌村 字大槌 川	サケ留	858.000	金崎五兵衛(商 人)/金崎松兵 衛/後藤直太郎	小槌村
5	重茂村 追切4 丁目	マグロ 建網	683.119	貫洞兼次郎(商 人)/貫洞定次 郎(金主)	飯岡村

資料 岩手県水産部漁政課『岩手県漁業史料』

により、漁場がある地域の住民ではないことがわかる。

入札結果は、他町村の住民が競り落とした漁場は高額となっている（第2表）。つまり、「漁場入札制は、（中略）税額の高騰化という過程をとおして、漁場の占有利用権の多くは他町村の者に集中していくこととなった」（岩手史139頁）。なお、占有者が地元民の46漁場でも、9漁場で農民、1漁場で商人、3漁場で資産家が占有者となっていた。なお、それ以外については占有者の属性が判明しない。

上述の83漁場のうち、1877年以前に設定された漁場占有料（旧税）がわかるのは53漁場である。入札により新たに設定された漁場占有料は平均で14倍ほどに増えた（第3表）。占有者が他町村の場合は20倍であった。

優良漁場は事業を志す人々をひきつけ、

第2表 入札結果(漁場占有料)

占有者の居住地	入札数	漁場占有料(円)	
		平均	標準偏差
地元	46	64.4558	276.5216
他町村	37	245.7633	417.0489
全体	83	145.2796	355.7274

資料 第1表に同じ

(注) 高札者の属性による漁場占有料はF検定により1%水準で分散に差があることが示された。

第3表 入札結果(対旧税)

占有者の居住地	入札数	対旧税(倍) ^(注)	
		平均	標準偏差
地元	34	10.45	20.97
他町村	19	20.02	30.13
全体	53	13.88	24.79

資料 第1表に同じ

(注) 漁場占有料(新税額)を1877年以前の漁場占有料(旧税額)で割ったもの。

そのため入札額が増加するのは当然とも考えられるが、思惑による入札参加があった。例えば、「重茂村追切4丁目漁場」（第1表の5）では、金主の貫洞定次郎は見込み違いのため免許を返上し、再入札となった。その結果、当初の漁場占有料（683円11銭9厘）から3分の1ほどの233円に下がった。

あるいは、漁業に新規に参入した者は、目先の利益獲得行動で混乱も生み出した。「釜石村字大渡川漁場」（第1表の3）の商人金崎五兵衛は、従来、捕魚禁止区域だった地域まで区画を広げることを請願した。また、高額漁場が多い宮古湾では、「入札制によるマグロ漁場の税高騰化はイカ漁に大きな被害を与え」（岩手史152頁）た。それは、マグロ建網で混獲された魚類を大小かまわず捕獲するようになったからだ。

地域にも混乱が及んだ。サケやマスの漁場の多くはそれまで村民共有だったが、漁場の高騰化により個人の占有となった。例えば、鶴住居村のマス留「大浜渡漁場」は村受（村が管理し、実際に利用するのは村民）だったが、士族の池田豊が旧税2円の8倍で競り落した。しかし、免許されて1か月もしないうちに、彼は巡査になるため上京するとのことで漁場を返上した。このように漁業に新規に参入した者は、漁場からの収益の見込み違いなどの理由により、早々に撤退することもあった。

入札制導入の目的は漁場占有料の不統一を競りにより正すことであった。しかし、結果的には短期的な利益を得ようとする者の参入による混乱を招いてしまった。

岩手県は「漁業税採藻税規則」(1880年)により、マグロ建網など入札されていた漁場は落札者の権利の存続期間が終わった後は、地元の漁業者の出願を受け、年限を定めず免許することとした。しかし、漁場占有料は前期と同額とし、高額なままだったので、村受、もしくは、村の連合による出願という現象が生じた。地元の漁業者が協調することにより漁場を取り戻したのである。

(注2)ただし、当時、漁場名が統一されていないなどの理由で公示された漁場名と入札結果がわかる漁場名が一致しないこともある。全漁場の入札結果がないので、詳細は不明。

(3) 歴史が伝えること

以上の2つの事例からわかることは、漁業者たちは互いに漁場利用についてルールを作り守ってきたこと、そしてそれを考慮せず、「自由な」漁場参入を進めると、それまでの漁業者が形成してきた秩序が壊され、乱獲や紛争、さらには地域の疲弊が生じるということである。

コモンズとその制度について研究を行ったオストロム^(注3)は、制度について「機能している一連のルール」と定義した(Ostrom(1990, p51))。そして機能しているルールとは、利用者、関係者が持つ「共通の知識」であるとした。さらに、共通の知識は、①すべての参加者があるルールを知っており、②すべての参加者が他者もそのルールを知っていると認識しており、③すべての参加者が「他者は『参加者がそのルールを知っていること』を知っている」と認識していること、とする。江戸時代にはこのような

漁業者間のルールが明文化されていないものも含め存在していた。しかしながら、明治になり、実情を踏まえぬまま政府が新制度を導入したことと、新制度が多くの漁業者に従来の慣習の廃止と受け止められたため、混乱が生じたのである。

また、前掲第1表の岩手県の優良漁場については後日談がある。第1表の重茂村の追切2, 3, 4丁目のマグロ建網漁場については、1882年に宮古湾岸の8か村が連合して免許を申請し、認められた。なお、マグロ建網事業によって得た「純益金の配分は八か村に平等に分配されているが分配率は純益金全体の七五%をあて、残り二五%は、救荒の目的に一〇%、町村の学資金として一〇%、八か村内の公共事業に対する補助金ないしは寄附金として五%を割当てている」(岩手史159頁)。8か村は協調し、地域の繁栄のため、利益の積立てを考えていたことがわかる。岩手県の事例は、漁場を占有利用するのは誰がふさわしいか、「資金力」「経営力」という基準だけで漁場の占有利用を許していいのか、地元への還元という観点をどう考えるべきかといった重要な問いを投げかけているのである。

(注3)オストロムの研究過程と業績については、森脇(2000)、田口(2014)などを参照。

2 漁業法の立案

(1) 全国一律の漁業取締りへ

明治政府は近代国家を目指す過程で、全国一律の漁業制度を確立することを目指し

た。また、海面官有宣言以降に激化した紛争や乱獲をどう抑制するかが課題であった。その解として、明治政府は「資源の利用者による自主創設組織」(Ostrom (1990))に注目した。そして、この組織を公のものとし、自主的に定めたルールの実効性を確保することを目指した。

具体的には、「先づ^ま捕魚採藻^{きせつ}の期節、漁具漁法の制限等 実業上利害の関係最適なるものについて各地に民約を結ばせ」(片山(1937, 86頁)) するため、1886年(明治19年)に漁業組合準則(農商務省令第7号)を公布した。漁業組合準則は、漁業者に対して、区画を定め、組合を設け、規約を作り、さらに管轄庁の認可を請うよう求めた。こうした手続きを経ることで、漁業者が作った規約の正当性を管轄庁が保証する格好となった。その規約には、漁場利用についての漁業者間の自主ルールを盛り込むよう定められた。これにより、同じ漁業組合に属する組合員間では秩序の回復が図られていた。それにもかかわらず、より広域の海面では、漁業者の増加、漁具・漁法の発展に伴い、漁獲圧の上昇や県境などで新たな紛争が激化していた。

もともと農商務省は漁業組合準則公布時に「時期の熟するを待て一定の法規を布く」(片山(1937, 87頁)) 予定であった。1893年に貴族院議員の村田保による漁業法案(村田案)の提出をきっかけに、法案の検討が進んでいった。村田案のときから、免許を持った人のみが特定の漁業を行うことができ、その免許は行政官庁が統制するという

免許制導入の方針は決まっていた。ただ、立案にあたり、考慮すべきことが2点あった。その一つは「漁場の利用慣行をどう扱うか」で、もう一つは「どの漁業を免許制の対象にするか」であった。これらをどう乗り越えたのか、1901年(明治34年)に成立した漁業法(以下「旧漁業法」という)からみてみよう。

(2) 旧漁業法にみる解決策

漁場の利用慣行、特に漁村構成員による地先漁場の集団利用慣行は重要な論点であった。漁村に住む人々にとって地先の漁場は共同で利用し、共同で管理する、村民全体の財産という意識が強かった。この漁場利用の慣行を権利としてどう表すか、そして誰にその権利を享有^{きょうゆう}させるか検討された。明治初期は、村が漁場を保有する事例も多かったが、市町村合併が行われた1889年以後は、「新しい町村の中には、相対立し合う漁業部落も入りえたし、漁業に無関係な部落も入りえた。」(二野瓶(1981, 291頁))

そのため、漁業者の集団である漁業組合が漁村共同体の代替組織として浮上した。旧漁業法第19条では「漁業組合は漁業権の享有^{および}及行使^{つき}に付権利を有し義務を負ふ^(注4)」とあり、続いて、「但し自ら漁業を為すことを得^えず」と組合自らが漁業をすることは否定された。それは、「漁業権を一朝不漁のために売飛さなければならぬ、他村の者の手に渡すが如きは漁村の秩序を乱し^{ついで}遂には瓦解^{がかい}を来すの原因」(熊木(1902, 41頁)) となるからである。同じように事業で債務を負う

ことへの恐れから漁業組合には経済事業を行うことは想定されなかった。

免許の対象である漁業については、水産動植物の生態および漁業種類の把握と分類がきちんとできていないと法の実効性が保たれないことから、法案の作成において試行錯誤が続いた。この結果、旧漁業法では「免許漁業」と「許可漁業^(注5)」という概念が作られ、それぞれの内容が漁業法施行規則(1902年成立、以下「施行規則」という)に詳細に定められた。この「免許漁業」が、現在の漁業権の原型となっている。

免許漁業は、①定置漁業、②区画漁業、③特別漁業、④専用漁業の4つから構成された(第2図)。いずれも出願に基づき、出願者に「漁業権」が免許された。同権利は、当時の農商務省役人の熊木治平によると「公有水面で他人を排斥して或特定の漁業を為すことの出来る権利^{ある}」(熊木(1902, 23頁))である。免許の期間は20年で漁業権を受けた者は申請により更新することができた。

①の定置漁業は定位置に漁網などを敷設するもので施行規則には7種類が列挙され

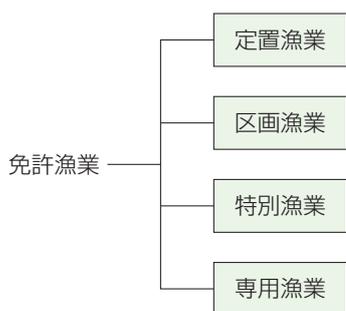
た。そして、②の区画漁業は一定の区域で行う養殖業が3種類、③の特別漁業は追込場など一定の場が必要となる漁業で9種類挙げられた。これら①～③の免許漁業は、特定の設備が必要であるか、他者を受け入れる余地のない漁業である。漁業を行うために必ず免許が必要となり、個人もしくは漁業組合が出願できた。

これに対し、④の専用漁業は多数の漁業種類が存在し、複数の人々が同じ漁場で漁業をすることが可能であった。そこで、旧漁業法では専用漁業権を漁業権者が専ら特定の水面^(注6)を排他的に利用できる権利と定義した。

専用漁業権は、慣行専用漁業権と地先水面専用漁業権(以下「地先権」という)に分かれた。前者は、従来、水面を専用していたという慣行に基づき、免許された。これに対し、後者は地元の漁業者たちを代表する漁業組合のみが免許の対象だった。地先権は、①～③以外であれば複数種類の漁業を行うことができるが、「漁業組合に於いて^お其の地先水面の専用を出願したときは行政官庁は漁業の種類を限定して免許を与えることを得」(旧漁業法第5条)と、漁業種類は限定された。

政策立案者によって漁業権は、「一種の財産権」と考えられていた。そのため、旧漁業法第7条では、「漁業権は、相続、譲渡、共有及び貸付の目的と為すことを得」とされた。「但し、地先水面専用の漁業権を処分するは行政官庁の認可を受くることを要す」と、自由に処分できなかった。これは、地

第2図 旧漁業法の免許漁業の分類



資料 筆者作成

先権は、免許される漁業組合の「組合員に取りては重要な権利の処分を自由に任ずが如きは当初免許を与えた漁村維持の趣旨」(熊木(1902, 26頁))に反することだからだ。旧漁業法成立後、多くの漁業組合は慣行があっても地先権の出願をした。それは、「慣行専用漁業権はいったん免許されると漁業種類の増加や漁場区域の拡張が不可能」(平林・浜本(1980, 156頁))だったからだ。

(注4) 原文は、漢字とカタカナ表記である。以下同じ。

(注5) 許可漁業は、旧漁業法第13条を根拠に施行規則に列挙された5種類の漁業。漁業取締りと植物の繁殖保護のため、地方長官の許可を通じて参入者数を調整することとされた。

(注6) 旧漁業法制定後は、海面より水面という表現が使われるため、以下では水面を使う。

(3) 漁業権者である漁業組合

漁業協同組合の前身である漁業組合は、1886年(明治19年)に漁業組合準則を根拠法として日本各地に設立された。「漁業規制による漁場秩序の維持を目的とする漁場取締役・公共組合的」(岩手史313頁)な組織であった。

しかし、旧漁業法では漁業権者として漁業組合を新たに設立することを定め、1902年(明治35年)に漁業組合の設立方法や運営方法などを定めた漁業組合規則(以下「組合規則」という)が成立した。その後の漁業組合は、「漁業法施行以前の漁業組合とは全^{まる}て違ふ」(熊木(1902, 38頁))組織となった。

最も際立つ相違点は、漁業組合が法人と位置付けられたことである。当時、「漁業法に依りて設けた漁業組合は法律上の人、所^{いっ}謂^ゆ法人となる(中略)即ち此漁業組合は漁

業者の団体を独立せしめて人たるの働きをなさしめるのである」(熊木(1902, 38頁))と解説された。なお、旧漁業法第19条には「漁業組合は漁業権の享有及行使に付権利を有し義務を負ふ」が、実際に漁業をするのは、組合員ということが明確に規定された(同法第20条)。これは、漁村に住む人々が村のものとして地先の漁場を共同で管理し、個々の村民は漁場から魚介類などの資源を得てきた、いわゆる「漁場の総有」を近代法の形で表したものと見える。さらには、漁村の代替組織である漁業組合に漁業権を免許することで、沿岸において漁村共同体が主体の経済発展(Community based development)の基礎を築いたといえる。

法人としての組合を機能させるため、組合規則は漁業組合の内部組織について、意思決定の場である総会、事務を担う理事、財産および事務執行の状況を監査する監事を置くことを定めた。

総会の決議には、組合運営に関するだけでなく、漁業権の管理について「漁業権の得喪、変更を目的とする行為を為すこと」「組合員に非^{あら}ざる者に漁業権を貸付け又は之と入漁の契約を為すこと」(いずれも組合規則第19条)が含まれた。総会に参加できるのは組合員であるが、漁業組合への加入・脱退は、自由かどうかは明らかではない。ただ、組合規則には加入希望者が地区内に1か年以上住所を有していれば、正当な理由がなければ加入の希望を漁業組合は拒むことはできないことが明記されていた。議決権については、「組合員は各一箇の議決

権を有す」(同第30条)と、平等が確保された。ただ、網元等の発言力の強い漁業組合では乗り子などと呼ばれる漁業従事者の組合運営への参画の機会は平等ではなかった。また、組合の自治は全くの自由ではなく公益を害すると監督官庁が認めるときなどは、監督官庁は総会の決議といえども取り消すことができ、さらに役員解任、組合の解散を命じることができた(同第63条)。

組合規則の第10条は、漁業組合の根幹をなす規約(定款に相当する)について以下の10項目を記載するように義務付けていた(参考参照)。

漁業組合準則でも漁業者の合意により作られた資源管理のためのルール(自主ルール)を規約に盛り込むようになっていたが、組合規則第10条の規約7の「漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定」がこれに相当した。また、規約8で違約者に対する処分も定めてあるほか、「組合は規約の定むる所に依り規約に違背したる

〈参考〉規約の内容(漁業組合規則第10条)

- 1 目的
- 2 名簿、地区及び事務所の位置
- 3 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 会議に関する規定
- 6 会計に関する規定
- 7 **漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定**
- 8 違約者処分に関する規定
- 9 組合員の遭難救恤に関する事項を定めるときはこれに関する規定
- 10 存立時期又は解散の事由を定めるときは其の時期及び事由

組合員を除名し又は之に過怠金を課することを得」(同第50条)と組合内部での制裁も認められた。

(4) 漁業組合規約とオストロムの分類

ところで、オストロムによれば、コモンズの利用者による自主的な管理で使われるルール^(注7)は、①運用ルール(operational rules)、②集合的選択ルール(collective-choice rules)、③基幹的選択ルール(constitutional-choice rules)の3種類に分類できる(Ostrom (1990, p52))。

運用ルールは、漁業者がいつ、どこで、どのように魚を獲るかの決定に影響を及ぼすルールである。これに対し、集合的選択ルールは運用ルールの策定の段階で使うルールで、どのように運用ルールを作るべきか、そして誰がその審議や議決にふさわしいかを示す。同様に基幹的選択ルールは集合的選択ルール策定の段階で使うルールで、どのように集合的選択ルールを作るべきか、そして誰がその審議や議決にふさわしいかを示す。

旧漁業法によって確立した漁業制度は、①漁業法(および施行規則)、②組合規則、③漁業組合が定める規約から成っていた。オストロムのルールについての整理を旧漁業法時代の地先権部分に対応させると、明文化されている運用ルール^(注8)は規約7「漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定」が相当する(第4表)。集合的選択ルール(規約7の策定や変更について)は、規約5として各組合が定める「会議に

第4表 オストロムの分類と旧漁業法時代の漁業制度の対応

オストロムの分類とその内容		旧漁業法当時の対応する法律
運用ルール	現場で使うルール, 漁業者の行動に関するルール	漁業組合が制定する規約 ⁷
集合的選択ルール	運用ルールの策定の段階で使うルール	漁業組合が制定する規約 ⁵ , 漁業組合規則, 旧漁業法
基幹的選択ルール	集合的選択に関するルールの策定の段階で使うルール	大日本帝国憲法

資料 Ostrom, Elinor (1990), *Governing The Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York: Cambridge University Press. より筆者作成

に関する規定^(注9)、組合規則、旧漁業法が当たる。そして、旧漁業法などの法律の策定などは帝国議会の審議を経るため、大日本帝国憲法のなかに基幹的選択ルールが含まれていた。

海の生態系は、地域ごとに大きく異なり、漁業者が資源管理を行いつつ漁業を営むにあたり、実態に合わせたルールが必要となる。そこで、明治政府は地先水面の管理において、地域特性を反映させる部分（運用ルール部分）を漁業組合の規約として漁業者に自主的に定めさせた。そして、全国一律で適用される法律（旧漁業法、施行規則、組合規則）では、集合的選択ルールを細かく規定し、運用ルール形成時の過程を統一した。

旧漁業法成立後、漁業のための設備投資に向ける資金をどう獲得するかが課題となった。また、漁業組合が「専ら漁業権を享有し、組合員をして之を行使せしむるを目的とせる為、漁業者共同の事業を経営せんとせば、更に別種の団体を組織せざるべからざるの不便」(農商務省水産局 (1914, 1 頁)) があった。

このような課題を背景に旧漁業法は1910年(明治43年)に改められた。これ以後の漁業法は明治漁業法と呼ばれるが、同法により、漁業権は物権とみなされ、抵当権の目的(担保)となることが可能となった。

また、漁業組合が共同施設を設置する道も開かれた。その後、いくつかの改正があっても、漁業者が定める規約と法律を重ね合わせることで地先水面における漁業を政府が統括するという旧漁業法で確立した方向性は貫かれていた。

(注7) ルールと標記したが、英語をみてもわかるように複数のルールである。
 (注8) 日々の操業においては、例えば時化のときの出漁判断など、明文化されていない運用ルールもある。
 (注9) 例えば、組合規則の創立総会での規約案(第9条)、議決権(第30条)、議決(第11条)、漁業者の定義(第1条)、旧漁業法の漁業組合の地域(第18条)など。

3 戦後の漁業法の立法過程

(1) 漁業生産力向上に向けて

漁業制度の抜本の見直しが行われたのは戦後であり、占領軍総司令部(GHQ)の介入の下、進められた。当時、課題となっていたのは、漁業生産力の向上と漁業の民主化であった。

漁業生産力については、戦前から水面が総合的に利用されてないことが発展を阻んでいると水産局も認識していた。前述したように、明治漁業法では、(地先権を除く)免許漁業の漁業権に対し個人でも漁業組合

でも出願できた。そのため、1910年には、定置漁業権と区画漁業権の半数超、特別漁業権の2割を個人が単独で漁業権を保有していた（第5表）。旧漁業法成立以降、漁業権の存続期間の更新が認められていた。水産庁の『漁業基本対策史料 第1巻』（以下「対策史料」という）によれば「歪められた漁場利用関係は殆ど半永久化^{ほとん}」（13頁）していた。個人に漁業権が免許された場合は、漁場の利用の方法が他の漁業に不利益を与える場合でも地先権と違い、漁業権者には守るべき規約もなければ、他の漁業者と話し合いを行う必然性もなかった。また、個人に免許された漁業権の漁場は優良漁場が多く、「漁業権の独占排他性の弊害は露呈して、権利者の賃貸料寄生、大企業による入会漁場収奪、零細漁民に対する身分的隷属の強制等」（農林省（1950、352頁））が起っていた。

戦時中もこの状況に対し、「沿岸漁業は漁村本位の経営から離脱して、個人主義的企業本位の経営に急速に転向しつゝ、ある上に

過度の自由競争に禍せられて、沿岸漁業の経営は益々複雑混乱に陥り」（水産社（1937、15頁））という認識の下、その打開策のため、「関係漁業者が自治協同の精神を基調として円満なる協調を遂げ漁場に於ける過度の自由競争の弊を矯めて、漁村経営を本位とする漁業の調整の計画を樹立実行」（水産社（1937、16頁））といった考えがあった。実際に、昭和恐慌による漁村の窮乏化を受け、政府は「漁村経済更生計画樹立方針」（1932年）で漁業権を漁業組合に集中させようとしたものの、定置漁業権など「漁業権の私的所有が法的に保障されている以上」（鈴木（1984））、なかなか進まなかった。

なお、いわゆる漁民団体に関しては、1933年（昭和8年）の漁業法改正により出資制が導入され、出資制をとる漁業組合は漁業協同組合といわれるようになっていた（第3図）。しかし、戦時統制を推し進めるために1943年（昭和18年）の水産業団体法が制定され、漁民団体は漁業会へと改変された。同法では、漁業会の人事は地方長官が決める

第5表 所有者別漁業権の割合の推移

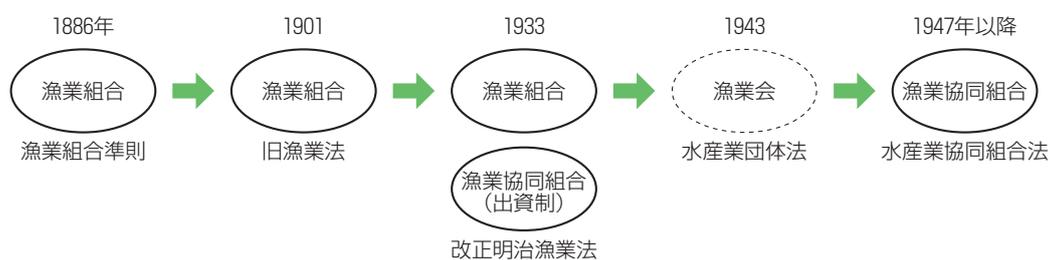
(単位 %))

		定置漁業権		区画漁業権		特別漁業権	
		組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独	組合単独	個人・会社単独
明治漁業法	1910年(明治43年)	23.8	54.0	13.1	62.2	35.5	23.5
	1937 (昭和12)	44.5	41.3	32.4	48.2	53.6	15.1
	1948 (昭和23)	57.7 ^(注3)	31.5	63.3	23.1	69.6	24.1
現行漁業法	1958 (昭和33)	15.3 ^(注4)	52.3	72.7	2.2	-	-

資料 農商務省水産局「水産統計年鑑」(1911)、水産社(1938)、水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)

- (注) 1 漁業権を共有する場合を除いた。
 2 組合は1910年と1937年は、漁業組合(漁業協同組合含む)、1948年は漁業会、1958年は漁業協同組合。
 3 1948年に実際に漁業会が経営していた定置漁業は、水産業団体法で制限をうけていたことにもよるが漁業会保有の5%程度とみられる。
 4 1958年以降は、定置漁業権は大型定置のみ。

第3図 漁業団体の変遷



資料 筆者作成

など、自主性の発揮が妨げられた。

戦後、日本の水産局は漁業法案の検討過程で、漁民団体（組合）への漁業権の集中化を一段と進めようとした。これは、組合への「権利の集中保有を通じて、所得に基づく漁業権の恣意的行使の規制、小漁業との調整等による自主的漁業調整による総合的漁業秩序の維持、賃貸料形式による一部経営者による独占利潤の地元への還元等を可能とする」（対策史料15頁）と考えられていたからだ。しかし、これにソ連が強い共感を示したことで、米国は警戒した。その後、GHQは自ら漁業を営む者が漁業権を保有すべきという考えから漁業権の自営者優先と個人自由主義を水産局に強く提案するようになった。ただ、この個人自由主義によれば、漁業権者が所有権のように自由に漁業権を賃貸、移転できるようにすべきであるが、これは自ら漁業を営む者が漁業権を保有するという考え方と相いれない。また、水面の総合的利用のための細かな調整ができないという戦前の状況に戻ることを意味した。

一方、組合への漁業権の集中についても、当時は網元等の権威が高く、「団体所有の陰

にかくれた漁村の封建制の温存、あるいはまた地元漁民の私的結合として漁民団体が地元漁民の私利のみを考えることによる部落対立—漁場紛争を生む可能性」（対策史料15頁）があった。そこで、水産局は、漁業制度の見直しについて「漁業権と協同組合の関係を充分検討するとともに委員会システムによりこれを調整する」（対策史料15頁）とした。

(2) 漁業の民主化へ

漁業制度の改革のもう一つの課題であった漁業の民主化については、GHQは当初から高い関心を示した。これを受け、まず、水産業団体法の一部が1945年（昭和20年）に改正され、漁業会の役員人事に関し行政官庁の任命制度の廃止などが行われた。

さらに、^(注10)漁民による民主的な運営など協同組合原則を盛り込み、行政官庁の監督権を制限した水産業協同組合法（以下「水協法」という）が1948年（昭和23年）に制定された。^(注11)この水協法は新漁業法（つまり、現行漁業法）と表裏一体をなすものであったが、後者については前述のとおり、GHQの介入により難航した。そのため、水産局は漁業

会の資産の受け皿として漁業協同組合（以下「漁協」という）を創設させるため、水協法の成立を先行させた。

新しい漁業法では漁業の民主化のために、網元等に雇われていた漁業従事者の地位を確立できるよう水産局で検討が進んだ。また、水産局は第一次案（1947年）から、「漁場の総合的利用と漁業紛争の調整を図る民主的機構として漁業者、学識経験者を以て構成する漁業調整委員会を設置する」（対策史料22頁）ことを打ち出していた。この漁業調整委員会は、漁業権の配分、漁場の使用に関する紛争を仲裁する役割を担うものと想定された。そして、同委員会の過半を占める漁民委員は、漁民の選挙によって選ばれる漁民代表となるよう法案が作られた。

さらに、「委員会は当初（1）海区（一県）に置かれる海区漁業調整委員会と、（2）その下部機構として、市町村ごとに置かれる市町村漁業調整委員会（略）」（対策史料370頁）が検討された。しかし、第四次案において（2）の市町村漁業調整委員会は予算等の関係で設置されないことが決まった。そして、「これに代わるべき機能を実施して行くものとして、漁業協同組合がとりあげられ、協同組合が共同漁業権、区画漁業権の管理権を与えられることとなった。」（対策史料370頁）。ここで、再び、漁協が特定の漁業権の管理団体として位置付けられたのである。

（注10） 漁民とは、現行漁業法で「漁業者又は漁業従事者たる個人」と定義されている。さらに同法では、「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の

採捕または養殖に従事する者である。

（注11） 水協法制定当時、漁業会が持つ漁業権が消滅し、新しい漁業権が個人や漁協に免許されることは決まっていた。当時の水産庁（1948年設置）は、2年間かけて免許の切替えを行う予定だった。これに際し、網元等の旧勢力の影響を排除し、漁業権の管理の仕方を民主的にするために、水産庁は漁業権管理委員会の組織化を押し進めた。同委員会は、漁業会が保有する漁業権について、新しく設立された漁協の理事に代わって、権限を行うものとされた。

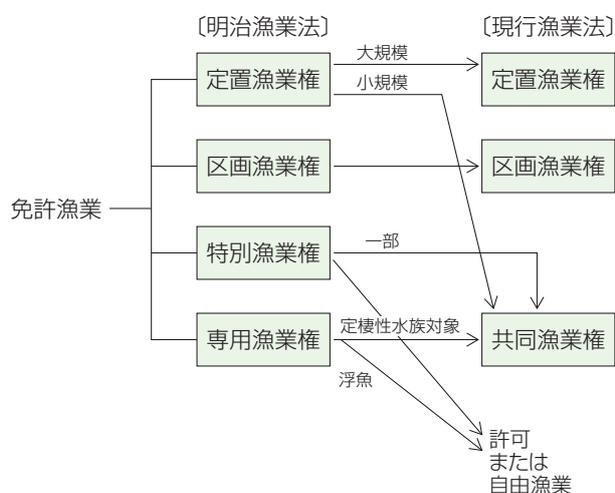
（3）適格性・優先順位の導入

ところで、現行漁業法の検討過程では、どの漁業を漁業権の対象とするかという問題が再び浮上した。漁協への漁業権の集中を警戒していたGHQへの配慮等から、一時、特別漁業はすべて、比較的自由度の高い許可漁業などにすることが議論された。また、専用漁業権については根拠資源に限定すべきという考えも示された。

また、GHQは漁業権の免許に関して「適格性」と「優先順位」を定めるように指示した。自営者優先で免許する以上、まず誰が適格なのかを示す要件が必要となり、次に適格者のうち、どのような基準を満たした場合に優先的に免許されるのかを定めるべきとして、水産局に内容を詰めるように促した。

このような背景から漁業権の整理が進み、最終的に共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の3つに分けられた（第4図）。共同漁業権には、明治漁業法の専用漁業権と特別漁業権の一部と小型定置網の漁業権が含まれた。定置漁業権は大規模な定置漁業が対象となった。なお、浮魚を対象とする漁業と特別漁業の一部は許可漁業もしくは自

第4図 漁業権の変遷



資料 筆者作成

由漁業となり、海区漁業調整委員会が指示によって利害を調整することとなった。

水産局は、過去に多額の資産を投じた経営者の意見なども参考にし、定置漁業と真珠養殖業については経営者に漁業権を免許させる方向に向かった。そして、経営者に免許される漁業権の適格性については、漁業や労働に関する法の遵法精神や漁村の民主化という観点から海区漁業調整委員会で投票により決めることとなった。そして、定置漁業権に関しては、広範囲の漁場を長期間独占するため、漁民の団体経営を優先的に免許するよう優先順位を定めた。一方、真珠養殖業の漁業権の優先順位では、真珠は、「高度の資本と技術を必要とする輸出産業」(佐藤(1978))であるとして、経験者を最優先とした。

共同漁業権と、区画漁業権(後に、特定区画漁業権^(注12))は、漁業権の行使に団体的規制が不可欠なので、漁民を組合員とする漁協の管理が望ましいと判断された。そのため、

適格性は、申請者である「漁協または漁業組合連合会」(以下「漁協・漁連」という)と当該地区^(注13)やその地区に住む漁民との関係の深さを要件とした。優先順位は、特定区画漁業権では地元の漁民を組合員として多く含む漁協・漁連を最上位とした^(注15)。共同漁業権は、漁業の性質から優先順位が必要ないので規定されなかった。

なお、漁業権の移転は原則としてできないものとされた。例外的に相続または法人の合併もしくは分割による場合、認められることとなった。また、定置漁業権は経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合、知事の認可により抵当権が設定できるとされた。抵当流れや譲渡の場合、知事の認可により適格性を有する者に移転されるが、知事は海区漁業調整委員会に適格性について意見を聴かなければならないものとされた。このように移転について細かく定められているのは、「漁場の総合的利用」のための措置である。

このような議論を経て、ようやく現行の漁業法が1949年(昭和24年)に制定された。

(注12) 特定区画漁業は、ひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業(真珠養殖業を除く)、小割り式養殖業、第3種区画漁業たる貝類養殖業。

(注13) 地区について、共同漁業では「関係地区」、特定区画漁業では「地元地区」と呼ばれる。これらの地区は、漁業権切替えにあたり、漁場計画が樹立される際に知事が公示する。

(注14) 従来から特定区画漁業権が免許されていた漁場では、地元地区内に住所を有し、該当する区画漁業をしていた者に、対象が絞られる。

(注15) 現行漁業法では、「組合員のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること」である。

4 現行の漁業権制度

(1) 漁業権と漁場計画

ここで現行漁業法における漁業権の詳細をみたい。漁業権とは、「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」である。特定の漁場とそこで特定の漁業を行う権利が対の関係にある。また、同一漁場であろうとも個々に漁業権が設定されている。そのため、例えば、定置漁業権しか免許されていない漁業権者は同一漁場であっても共同漁業権の対象となる漁業はできない。

^(注16) 漁業権は存続期間が法定され、その期間が経過すると消滅する。そして、環境変化、技術進歩などに応じて、新しく漁場計画を立てる。定期的な漁場計画の見直しと漁業権の免許は、漁業権一斉切替えと呼ばれている。これは戦前に漁業権の自動更新制により漁場利用が硬直化してしまったことへの反省から導入された。

漁業権一斉切替えでは、まず、知事（実際には都道府県の水産関係部署）は水産庁の

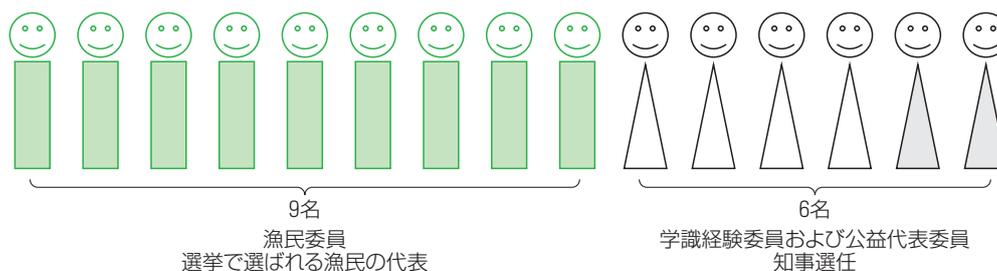
「技術的助言」を踏まえつつ、関係漁民の意見・要望を聴きながら漁場計画案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問する。^(注17)それを同委員会が協議し、かつ、公聴会を開き利害関係者の意見を聴いたうえで、知事に答申する。これを受け、漁場計画は決定される。その後には漁業権の免許の手続きに入る。知事は漁業者などから免許の申請を受け、適格性・優先順位の審査を同委員会が行う。このように漁場計画樹立から免許の過程で、同委員会が漁民の意見を吸い上げ、反映させる役割を担っている。

その海区漁業調整委員会は、一般的に15人から構成され、そのうち9人が選挙で選ばれた漁民の代表（漁民委員）であり、その任期は4年である（第5図）。残りの6人は知事が選任する学識経験委員と公益代表委員である。漁業の民主化の柱として、漁民委員の公選制がある。その地域で、1年に90日以上、漁業を営む人であれば、平等に同委員会の選挙権および被選挙権を持つ。

^(注16) 共同漁業権は10年、定置漁業権および特定区画漁業権は5年。

^(注17) 海区漁業調整委員会は日本の64海区ごとに設置されている。ただ、海区は都道府県をまた

第5図 一般的な海区漁業調整委員会の構成



資料 筆者作成

(注) 一般的な海区漁業調整委員会は15人で構成される。指定海区では、漁民委員6名、学識経験委員および公益代表委員が4名の計10名。

ぐことはなく、同委員会は都道府県の行政委員会という位置付けである。

(2) 漁業権行使規則の詳細

共同漁業権と特定区画漁業権は、漁協が漁業権の管理を行い、組合員が漁業権の対象となる漁業を営む。これを組合管理漁業権といい、漁業法の第8条では当初、「漁業協同組合の組合員であって漁民であるものは、定款の定めるところにより、(中略)各自漁業を営む権利を有する」であった。この「各自漁業を営む」とは、組合員であれば誰でも漁業を営む権利が平等に得られることを意味していた。しかし、1962年(昭和37年)の漁業法改正で「各自漁業を営む」という文言が外された。また、「定款」ではなく、「漁業権行使規則」(以下「行使規則」という)を漁協が制定することとされ、行使規則のなかに(漁業権の内容となる漁業のうち、さらに)特定の漁業を行うことができる者の資格を定めることとなった。この改正の趣旨は、「『各自漁業を営む権利』を、組合員資格と行使権資格に分離し、特に小型定置などを一般の例えばニ兼漁家の漁業権漁場利用を排除して主業漁家に独占させる(中略)『自立漁家対策』であった」(青塚(2000))とされる。

これに伴い、通達「漁業権行使規則等の作成について」(1962年)により行使規則のひな形が示された(昭和37年11月13日付け37水漁第6242号水産庁長官)。また、行使規則は、地元地区・関係地区の漁民の同意を取り付けたうえで、水協法に定める漁協の総会の議決を経て、さらに知事の認可を受け

ないと効力が発生しないものとなった。このように規則は幾重にも行政の指導や手続きが必要とされ、恣意的に定めることはできない。

ここで、再び、現在の組合管理漁業権部分についてオストロムの分類を考えてみたい(第6表)。運用ルールは、特定の漁業について誰が行うことができ、漁業を営むべき区域、^(注18)漁法などについて定めている行使規則である。

そして、行使規則の制定においては、地元地区・関係地区の組合員の書面同意(漁業法第8条3)や水協法の総会の議決(同第48条)、総会の部会(同第51条の2)、定款の定める組合員資格などが集合的選択ルールに相当する。基幹的選択ルールは日本国憲法の国会の部分に相当する。このように、集合的選択ルールを全国同一の法律で規定するという明治以来の枠組みは維持されている。1962年の漁業法改正以降は、漁業の方法や漁具、漁期など具体的に決めるのは地元の漁業者ではあるが、行使規則もひな形が示され、恣意的な運用ルールができないように統制されている。

以上は、共同漁業権と特定区画漁業権が設定された漁場にのみ適用される。言い換えれば、経営者に免許される定置漁業権や

第6表 オストロムの分類と現行漁業制度の対応

オストロムの分類	現在、対応する法律
運用ルール	漁業権行使規則
集合的選択ルール	漁業法、水協法、定款
基幹的選択ルール	日本国憲法

資料 第4表と同じ

真珠養殖などの区画漁業権では行使規則はないし、漁協の組合員でなくても免許を受けることができる。しかし、これらの漁業権者も漁協の組合員となり、意見交換しながら利害調整などを行ってきた事例が多い。

(注18) 漁業権管理委員会などの組織を設け、同組織が漁業の方法、資格者の要件などを定める場合もある。その場合、行使規則に同組織の構成、構成員の選出方法など集会的選択ルールも記載される。

おわりに

安倍首相は2018年1月の施政方針演説で海面の利用制度の改革を行うと語った。そこで、漁業制度の設計時において注目すべき3つの視点を挙げ、本稿を終わりにしたい。

まず、漁場の特性をきちんと踏まえて議論が行われるかどうかである。つまり、漁場の利用は「立体重複的であり、また技術的にも分割するのは不可能である」(対策史料14頁)ということである。漁場利用の分割不可性は、養殖漁場についても当てはまる。養殖漁場は、過密養殖や自家汚染、伝染性疾病のまん延を防ぐために「持続的養殖生産確保法」が1999年に制定された。水産庁は同年に「持続的養殖生産確保法の運用について」(平成11年6月2日付け11水推第1133号水産庁長官)を出した。このなかで漁場改善計画の作成について「水は絶えず動いており、同一湾内などで他の養殖漁場で発生した環境負荷の影響を受けるなど区画漁業権を有する者ごとの取り組みでは、漁

場改善を効果的に進めることが困難である場合が考えられる。」と、指摘している。

第2に、人間の社会性をどう捉えるかである。『世界開発報告〈2015〉心・社会・行動』では、行動経済学や心理学の最新の知見から人間の社会性を政策立案の際に考慮する重要性を指摘している。社会性とは、集団の一員として人と付き合い、行動する傾向であり、これは、人間の意思決定や行動に影響を与え、社会の発展において重大な意味を持つとする。この社会的傾向が意味しているのは、人間とは多くの経済モデルや政策が前提としている「ただ単に利己的で自分の富を最大化するよう動く者」のではなく、むしろ互惠性や公正性に重きを置き、共有する目標の達成のため喜んで協力し、共通の行動規範を守り、発展させる傾向を持つということである。この認識に基づいて政策を立案するように勧めている。

漁業は、「板子一枚下は地獄」と言われるように危険が伴う。海難事故が発生した場合、漁民総出で捜索にあたるという暗黙の了解がある。また、災害などが発生した場合、復旧活動も全員で行っている。漁場の利用においても協調や公正さという社会的規範が存在する。このような規範を新規参入者が無視した場合、たとえ法に触れていなくても、地域からは信頼や尊敬は得られない。

第3に、漁民の制度設計への参加である。制度により統括される者が制度を信頼し、自ら守ろうとしなければ、制度の意味はな

い。基幹的選択ルールの段階においても統括される者の意見表明の機会が確保されることが重要である。明治時代の混乱をもたらした海面借区制度は、全く漁民の^{あすか}与り知らないところで設計された。これに対し、現行漁業法の成立過程では、水産局はGHQに対し、漁業史のなかで非常に有名な以下の提言を行った。

「問題となった漁業権の自由処分と更新制度は、われわれの考えでは今次大改正を必要とするに至る程日本の沿岸漁業を混乱せしめ、総合調整を不可能ならしめた最大の原因である。これはわれわれ水産局官吏のみの考え方ではなく、大多数の働く漁民の世論である。

われわれとしては漁民の世論を避けて秘密裡にかかる立法を行う苦悩と責任に堪えかねる。

われわれとしては、最小限度本案を議会提出前に公表し、漁民の一人々々が十分にこれを検討しこれに対する自由な意見を発表する機会を与えられんことを切望する」(対策史料83頁)。

実際に水産庁は法案を公表し、制度改革の意味を関係漁民(利害関係者双方)に周知させ、係官を現地に派遣し説明会および討論会を開催し、最終法案の作成に反映させたのである。

<参考文献>

- ・青塚繁志(2000)『日本漁業法史』北斗書房
- ・岩手県(1984)『岩手県漁業史』
- ・岩手県水産部漁政課(1954)『岩手県漁業史料 第2輯(明治8-10年)』
- ・片山房吉(1937)『大日本水産史』農業と水産社
- ・熊木治平(1902)『漁業法早わかり』豊国新聞社
- ・佐藤隆夫(1978)『日本漁業の法律問題』勁草書房
- ・水産社(1937)『日本水産年報. 第1輯 躍進水産業の全展望』
- ・水産社(1938)『日本水産年報. 第2輯 戦時體制下の水産業』
- ・水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)『漁業基本対策史料 第1巻』
- ・鈴木旭(1984)「戦後の漁業権制度の性格と機能」『漁業経済研究』第29巻第1・2合併号
- ・世界銀行(2015)『世界開発報告<2015> 心・社会・行動』(田村勝省訳)一灯舎, World Bank Group. (2015), *World Development Report 2015: Mind, Society, and Behavior*. Washington, DC: World Bank.
- ・田口さつき(2014)「オストロムのコモンズ論からみた水産資源管理のあり方」『農林金融』9月号
- ・田口さつき(2017a)「歴史からたどる漁業制度の変遷」『農中総研 調査と情報』web誌, 5月号
- ・田口さつき(2017b)「岩手県における漁場入札制の歴史」『農中総研 調査と情報』web誌, 7月号
- ・田口さつき(2018)「歴史からたどる漁業制度の変遷 その3」『農中総研 調査と情報』web誌, 1月号
- ・東京都内湾漁業興亡史編集委員会(1971)『東京都内湾漁業興亡史』東京都内湾漁業興亡史刊行会
- ・二野瓶徳夫(1981)『明治漁業開拓史』平凡社
- ・農商務省水産局(1914)『漁業組合範例(第2次)』
- ・農林省編(1950)『農林水産年鑑 1950』日本農村調査会
- ・平林平治・浜本幸生(1980)『水協法・漁業法の解説』漁協経営センター出版部
- ・森脇俊雅(2000)『集団・組織』東京大学出版会
- ・Ostrom, Elinor(1990), *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York, Cambridge University Press.

(たぐち さつき)